令和５年度「適合証明技術者業務講習」受講案内

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことができます。
「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

主　催　者	共催：一般社団法人山梨県建築士事務所協会 　　　一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 協力：独立行政法人住宅金融支援機構
受講対象者	建築士事務所に所属する建築士
日　　時	令和５年８月９日（水）14：00～17：50（受付開始13：45）
会　　場	ぴゅあ総合甲府　2F　大研修室（定員：50名） 所在地：甲府市朝気1-2-2　（TEL　055-235-4171）
受　　付	令和５年７月３日（月）～7月21日（金）10：00～16：00 （但し12：00～13：00、土・日・祝の受付は行いません。） ※なるべく郵送（レターパック・簡易書留）でお願いします。
受　講　料	15,400円（税込・テキスト代を含む、登録料は別途必要） テキスト：『適合証明技術者実務手引 令和５年度改訂版』
登　録　料	【1年間】　6,650円（税込）（受講料（15,400円）・登録料　**合計　22,050円**） 【2年間】　13,300円（税込）（受講料（15,400円）・登録料　**合計　28,700円**） 【3年間】　19,950円（税込）（受講料（15,400円）・登録料　**合計　35,350円**）
振　込　先	山梨中央銀行　本店営業部　普通　1780871 （シャ）ヤマナシケンケンチクシジムショキョウカイ （一社）山梨県建築士事務所協会
送付書類	・登録申請書（ホームページよりダウンロードできます） ・適合証明業務に関する確認書（ホームページよりダウンロードできます） ・指定事務所登録機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し ・登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し ・既存住宅状況調査技術者終了証明書または資格者証の写し ・登録予定建築士の写真２枚（1枚は登録申請書貼付用,もう1枚は受講票貼付用） （無帽・無背景・正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（縦3.0㎝ 横2.4㎝）で6カ月以内に撮影したもの。白黒不可、デジカメプリントカラー写真可、スナップ写真不可） ・運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付き資格者証等、本人の氏名と写真が確認できる書類の写し ・受講申込書 ・受講票返信用封筒（84円切手、宛名を記載してください）

時　間　割

時間	内容	講師
14:00～14:10 （10 分）	あいさつ	建築士事務所協会会長
14:10～17:30 （200 分、休憩を含む）	適合証明業務の概要・意義、手続・対象となる住宅・流れ、一戸建て等、耐久性基準、マンション、既存住宅状況調査結果活用、フラット 35S・維持保全型、検査省略、書式、検査過誤事例・Q＆A、適合証明業務システム　など	映像講習 （住宅金融支援機構）
17:30～17:50 （20 分）	理解度確認チェック	

C　P　D　　建築 CPD 情報提供制度の認定プログラムとなる予定（3 認定時間）。

注意事項

1. 登録予定建築士本人以外は受講できません。
2. 受講票を当日必ずご持参のうえ、受付にご提示ください。
3. 講習テキスト「適合証明技術者実務手引　令和 5 年度改訂版」は、講習当日にお渡しします。
4. 鉛筆、消しゴムと、重要箇所のチェックに蛍光ペン等が必要ですのでご持参ください。
5. 講習を受講しない場合、「適合証明技術者登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
6. 「適合証明技術者登録証明書」は、令和 6 年 3 月中旬以降、登録機関事務局から技術者宛てに簡易書留で郵送します。
7. 納入された受講料は、主催者の責により講習を受講できなかった場合を除き、返還しません。

会場地図